

厚生労働大臣の定める揭示事項



●入院基本料に関する事項

病棟	病床区分	1日に勤務している 看護職員の人数		看護職員 1人当たりの受け持ち数	
				朝 8時30分～ 夕方 17時30分まで	夕方 17時30分～ 朝 8時30分まで
3階病棟	一般病棟 (60床)	看護職員	18人以上	5人以内	30人以内
		看護補助者	6人以上	15人以内	30人以内
4階病棟	一般病棟 (60床)	看護職員	18人以上	5人以内	30人以内
		看護補助者	6人以上	15人以内	30人以内
5階病棟	療養病棟 (58床)	看護職員	9人以上	9人以内	29人以内
		看護補助者	9人以上	9人以内	29人以内

※ 受け持ち人数は、重症度や休日などの要因で変わることがあります。

●指定医療機関

- ◆保険医療機関
- ◆身体障害者福祉法指定医師（内科、リハビリテーション科）
- ◆生活保護法指定医療機関
- ◆難病指定医療機関
- ◆第一種協定指定医療機関
- ◆労災保険指定医療機関
- ◆結核指定医療機関
- ◆第二種協定指定医療機関

●施設基準(令和7年5月現在)

当院は北海道厚生局長に下記の届出をおこなっています。

※基本診療料の施設基準等に係る届出

- ◆情報通信機器を用いた診療に係る基準
- ◆療養病棟入院基本料（20対1）
- ◆診療録管理体制加算3
- ◆特殊疾患入院施設管理加算
- ◆療養病棟療養環境加算1
- ◆感染対策向上加算3
- ◆後発医薬品使用体制加算1
- ◆入退院支援加算（2）
- ◆協力対象施設入所者入院加算
- ◆障害者施設等入院基本料（10対1）
- ◆医師事務作業補助体制加算1
- ◆療養環境加算
- ◆医療安全管理加算2
- ◆患者サポート体制充実加算
- ◆データ提出加算（1・3）
- ◆認知症ケア加算（加算2）

厚生労働大臣の定める揭示事項



※入院時食事療養に係る届出

- ◆入院時食事療養／生活療養（Ⅰ）

※特掲診療料の施設基準等に係る届出

- ◆がん性疼痛緩和指導管理料
- ◆薬剤管理指導
- ◆別添１の「第１４の２」の１の（１）に規定する在宅療養支援病院（機能強化型）
- ◆往診料の注１０に規定する介護保険施設等連携往診加算
- ◆在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- ◆在宅データ提出加算
- ◆在宅がん医療総合診療料
- ◆ＣＴ撮影及びＭＲＩ撮影
- ◆脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）
- ◆運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
- ◆呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）
- ◆医科点数表第２章第１０部手術の通則の１６に掲げる手術
- ◆胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ◆外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ◆入院ベースアップ評価料２６
- ◆酸素の購入単価

●入院時食事療養について

当院では、入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（朝食：午前８時、昼食：午後１２時、夕食：午後６時）、適温で提供しています。

●個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行いたしております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、すべての患者様へ、明細書を無料で発行いたします。なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

厚生労働大臣の定める揭示事項



●保険外負担に関する事項

当院では、下記の項目につきまして、その利用日数等に応じた実費のご負担をお願いしております。

◆診断書・証明書料

種類によって金額が異なります	1 通	1, 100～7, 600円
----------------	-----	----------------

◆その他保険外負担に係る費用

・ 予防接種費用	1 回	1, 100～22, 000円
・ 健康診断料	1 回	4, 400～ 8, 250円
・ 装具代	1 回	3, 500～ 7, 000円
・ 散髪代	1 回	2, 200円
・ 散髪顔そり代	1 回	2, 700円
・ クリーニング代（私物分）	1 回	70～670円
・ エンゼルケア（処置）	1 回	4, 400円
・ エンゼルケア（ねまき）	1 着	3, 300円

◆診療録等の開示に関する料金

・ 診療録等開示基本料金	1 回	2, 200円
・ 診療記録、放射線画像閲覧	1 回	1, 100円
・ 診療記録コピー代（白黒）	1 枚	22円
・ 診療記録コピー代（カラー）	1 枚	27円
・ 診療記録、放射線画像 CD-ROMの交付	1 枚	1, 100円
・ 口頭による説明	1 時間以内	3, 300円
	30分以内	1, 500円
・ 要約書の交付	1 枚	3, 300円
・ 郵送にかかる費用	1 回	実費

※保険外負担に関する費用の詳細につきましては、受付窓口にお問い合わせください。

厚生労働大臣の定める掲示事項



●院内感染の防止について

当院では、感染防止対策を病院全体として取り組み、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行っております。また、以下の取り組みを実施しています。

1. 院内感染防止対策委員会を設置し、毎月1回会議を行い、感染対策に関する事項を検討します。
2. 職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術向上を図るため、マニュアルを各部署に配備し、全職員対象とした研修会・講習会を年2回以上行っています。
3. 薬剤耐性菌や院内感染対策上問題となる微生物の検出状況を報告し注意喚起を行います。
4. 院内感染が疑われる事例の発生時には、感染対策の徹底、疫学的調査を行い感染拡大の防止を行います。また、必要に応じて他の医療機関や保健所と速やかに連携し対応します。
5. 地域の医療機関と連携し、各施設の感染対策に関する問題点を定期的に検討しています。
6. 感染症が流行する時期は、ポスター等の掲示物で情報提供を行います。

●医療安全について

医療安全に関するご相談は、医療安全管理者が地域連携室、関係部署と連携・協力してお受けしています。

患者様からのあらゆる相談に幅広く対応するための1階に患者相談窓口を設置しています。

看護師、医療ソーシャルワーカーがお話をおうかがいし、院内の各部署や院外の医療・介護関係者と連絡を取り合い、問題解決に向けて対応させていただきます。

ご相談されたことにより不利益を受ける事はなく、プライバシーの保護を遵守します。

●マイナ保険証の利用について

当院は、オンライン資格確認を行う体制を有している医療情報取得加算の算定医療機関です。

マイナ保険証の利用や問診票等を通じて、患者様の受診歴・薬剤情報・特定健診情報等必要な診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めております。

●情報通信機器を用いた診療に係る掲示

当院では、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（厚生労働省）を遵守し、オンライン診療を実施しています。

情報通信機器を用いた診療の初診の場合には向精神薬を処方いたしません。

厚生労働大臣の定める揭示事項



●後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用について

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しております。

また、医薬品の供給不足等が発生した場合に、治療計画等の見直し等、適切な対応ができる体制を整備しております。状況によっては、患者様へ投与する薬剤が変更となる可能性がございます。

ご不明な点がございましたら、主治医又は薬剤師にお尋ねください。

●後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について

後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養費とは、2024 年度診療報酬改定により 2024 年 10 月から導入された制度です。

患者様のご希望により後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）を処方した場合に、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の差額 4 分の 1 に相当する金額を選定療養費（自己負担）として患者様にご負担いただく制度となっております。

ご不明な点がございましたら、主治医又は薬剤師にお尋ねください。

●一般名処方について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

院外処方において後発医薬品のある医薬品については、特定の商品名ではなく薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。一般名処方とは、お薬の商品名ではなくお薬の有効成分を処方せんに記載することです。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合でも、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点がございましたら、主治医又は薬剤師にお尋ねください。

●長期処方・リフィル処方について

2024 年度診療報酬改定により糖尿病、脂質異常症及び高血圧が特定疾患療養管理料の対象から除外され、生活習慣病管理料で管理するよう変更となりました。

そのため、対象の患者様は 2024 年 6 月より窓口でのお支払い金額が変更となる可能性がありますので、ご承知おきください。

また、対象の患者様については、状態に応じて 28 日以上長期処方やリフィル処方せんの交付も行っております。ご希望の場合は、受診時主治医にご相談ください。

厚生労働大臣の定める揭示事項



●協力医療機関について

当院では、協力対象施設入所入院加算及び介護保険施設等連携往診加算の届出を行っています。

下記の介護保険施設等の協力医療機関として、当該介護保険施設等から24時間連絡を受ける体制をとっております。

また、緊急時は入院できる病床を確保させていただいております。当該介護保険施設等と、入所者の診療情報及び緊急時の対応方針等の共有を図るため、定期的にカンファレンスを実施しています。

- ・ 社会福祉法人 帯広太陽福祉会 特別養護老人ホーム 太陽園